

# 「臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」の一部改正の概要（令和2年3月27日付け厚生労働省医事課長通知）

## 1. 制度の概要

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号。以下「平成30年改正法」という。）により、臨床研修病院の指定権限及び募集定員の設定権限が国から都道府県へ移譲され、自治事務とされたところ。

これに伴い、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」（平成14年厚生労働省令第158号）第17条第2項には、都道府県知事は、臨床研修病院が指定基準に適合しているかどうかを確認するため、実地に調査する旨が定められている。

## 2. 改正の趣旨

平成30年改正法や医師臨床研修部会の審議を踏まえ、都道府県知事は、臨床研修病院が指定基準に適合しているかどうかを確認するため、実地に調査することとされたが、本通知では、都道府県が実地調査に当たり、サーベイヤー等有識者の活用や外部評価機関による調査等の代替などの必要な事項を定めるため、本通知の一部改正を行う。

## 3. 改正の概要

### （1）都道府県が実地調査を行う場合の調査対象病院について（2 調査対象）

臨床研修部会の審議を踏まえ、書面調査の結果、指定基準に2年以上にわたり適合しない基幹型臨床研修病院等の調査対象病院を追加

### （2）評価基準の精緻化等（6の4）評価基準）

臨床研修部会報告書に基づき、基幹型臨床研修病院に対する調査結果について、総合評価として、A、B、B-、Cの4段階で評価するものとしたこと。さらに、連続して、「B-」の評価とされた場合は、指定取消の対象とする。

### （3）外部評価機関の活用等（6の5）実施体制等）

臨床研修部会の審議を踏まえ、サーベイヤー等の外部有識者の活用や、一部の基幹型臨床研修病院に対する調査については、外部の評価機関による調査により代替することができ、この場合、病院への改善提案等を含むことのないよう、指定継続の可否に関わる1）から3）までの項目に限り調査することとした。

### （4）都道府県と国の情報共有（7 調査後の措置）

省令第17条第4項の規定に基づき、各都道府県及び地方厚生局が実施した調査結果及び指示内容は、相互間で共有する。

## 4. 施行日

令和2年4月1日